

<再評価>

資料-5-3-2

事業名 (箇所名)	怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業		担当課 水管理・国土保全局 砂防部保全課	事業 主体	四国地方整備局			
実施箇所	高知県長岡郡大豊町							
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業							
事業諸元	地すべり防止施設(集水井工、集水ボーリング工、排水ボーリング工、水路工、抑止杭工、排水トンネル工)							
事業期間	昭和57年度～平成53年度							
総事業費 (億円)	約320	残事業費(億円)	約143					
目的・必要性	<p>＜解決すべき課題・背景＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間変動量が20mm／年を超えるブロックもあったが、事業を集中的に実施した結果年間変動量が軽減されている。なお、豪雨時の変動については引き続き対応が必要である。</li> <li>・大規模な河道閉塞の形成による上流域の湛水被害と、決壊による下流域での氾濫被害がある。</li> <li>・直轄地すべり防止区域は中山間地域であり、少子高齢化が進行し、地域防災力が低下している。</li> <li>・直轄地すべり防止区域内では、日本の原風景である棚田を利用した農業や地場産業である農業などが行われている。地区周辺には、山荘やキャンプ場を有する梶ヶ森県立自然公園や、日本の滝百選の「龍王の滝」や西日本最大級の福寿草群生地などが存在する。また、地区下流域には、年間約90万人以上が訪れる名勝地「大歩危・小歩危峡」があり、急流を大型ボートで下るラフティングは特に人気が多く京阪神をはじめ全国から年間約2万人が訪れ、その数は年々増加している。</li> </ul> <p>＜事業の目的＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり活動による、直接的な人的被害や家屋、道路等公共施設、地域経済の重要な資源である観光施設等の被害を軽減する</li> <li>・地すべり土塊による大規模な河道閉塞の形成に伴う上流域の湛水被害および河道閉塞の決壊による下流域への浸水被害を防止する</li> </ul> <p>＜達成すべき目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒田・八畝地区において、地すべりで河道閉塞を発生させない対策を完了させる。</li> <li>・地域防災力の低下に伴い、より安全な避難場所や避難路の保全するため地すべり防止施設を整備する。</li> <li>・地域の安全・安心の確保とあわせ、観光産業を保全する。</li> </ul> <p>＜政策体系上の位置付け＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>							
便益の主な根拠	地すべり防止区域:411ha 想定氾濫面積:1,053ha 想定湛水区域面積:26ha 世帯数:1,792世帯							
事業全体の投資効率性	基準年度 B.総便益 (億円)	平成26年度 978	C.総費用(億円)	377	B/C 2.6	B-C 601	EIRR (%)	13.8
残事業の投資効率	B.総便益 (億円)	222	C.総費用(億円)	86	B/C 2.6			

感度分析	残事業費(B/C)	全体事業(B/C)
	残事業費(+10%~-10%) 2.5 ~ 2.7	2.5 ~ 2.7
	残工期(+10%~-10%) 2.5 ~ 2.6	2.6 ~ 2.6
	資産(-10%~+10%) 2.3 ~ 2.8	2.3 ~ 2.9
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり活動の直接的な被害を受ける112世帯の人家、人命、一般資産、農作物、公共土木施設等を保全する。</li> <li>中期的な計画の規模の河道閉塞決壊に伴う段波が発生した場合、浸水区域の人口が約4,900人、浸水区域内の要配慮者数が約1,900人と想定されるが、事業の実施により解消される。</li> </ul>	
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下</li> <li>地域の資源である観光資源の重要性の高まり</li> <li>南海トラフ地震や地球温暖化の影響による気候変動に伴う強降雨の頻度の増加等による土砂災害発生の危険性の増大</li> <li>直轄地すべり区域周辺には梶ヶ森県立自然公園や龍王の滝(日本の滝百選)が存在する。また、地区下流域には、年間約90万人以上が訪れる名勝地「大歩危・小歩危峡」があり、急流を大型ボートで下るラフティングは特に人気が高い。</li> </ul>	
事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒田・八戸地区直轄地すべり対策事業は、昭和57年から事業に着手し、平成28年度末で約57%の事業進捗となっている。</li> </ul>	
事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体では、地域住民の安全・安心の確保はもとより、観光客に安心して来訪してもらうため直轄地すべり対策事業は不可欠として、関連する市町村長らを中心に「四国直轄(吉野川・重信川・奈半利川)砂防事業促進期成同盟会」が組織され、事業促進を強く要望している。また、四国4県の市町村議会議員からなる「四国土砂災害ネットワーク議員連盟」からも同様に要望がなされている。また、地域住民においても過去に幾度となく地すべり活動による土砂災害を経験し、地すべり対策事業の必要性を良く理解されていることから、事業に協力的で、大きなトラブルもなく事業も順調に進捗している。</li> </ul>	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続観測の実施により地すべり状況を把握し、状況に応じた対策工の見直しによりコスト縮減に努めている。</li> <li>新技術の採用により、今後ともコスト縮減に努めていく。</li> </ul>	
対応方針	継続	
対応方針理由	事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト縮減などの観点により総合的判断	
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>&lt;都道府県の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県知事意見:「怒田・八戸地区直轄地すべり対策事業」を継続するという「対応方針(原案)案」については、異議ありません。</li> <li>怒田・八戸地区の地すべりは大規模であり、今年度、九州北部豪雨により大分県で発生した地すべりでも見られた河道埋塞が懸念されており、決壊すれば、その影響は吉野川までおよび、徳島県と高知県に多大な被害を及ぼす恐れがあります。</li> <li>吉野川中流域の平野部には、周辺地域の社会・経済活動が集中する一方、中・上流域は全国有数の地すべり地帯であり、過去から幾度となく土砂災害が発生していることから、引き続き、コスト縮減を図りつつ、事業の計画的な推進をお願いします。</li> <li>・高知県知事意見:事業継続に異議ありません。</li> <li>怒田・八戸地区は地すべり活動により、人的被害及び家屋や道路等の公共施設が被災する可能性が高いこと、また、地すべりによって大規模な河道閉塞が発生する懸念もあることから、国においては、中山間地域における地域住民の安全・安心の確保のため、より一層の事業推進をお願いします。</li> </ul>	

## 費用対効果分析実施判定票

年 度： 平成29年度

事 業 名： 惡田・八畝地区地すべり対策事業

担当課： 河川計画課

担当課長名： 田窪 遼一

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
<b>(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合</b>		
<b>事業目的</b>		
・事業目的に変更がない	事業目的である「地すべり活動による、直接的な人的被害や家屋、道路等公共施設、地域経済の重要な資源である観光施設等の被害を軽減に加えて、地すべり土塊による大規模な河道閉塞の形成に伴う上流域の湛水被害および河道閉塞の決壊による下流域への段波によって引き起こされる浸水被害の増加など広域的な被害も防止すること」に変更がない。	■
<b>外的要因</b>		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない	想定氾濫区域内の人口や資産に大きな変化がない。(人口、資産とも10%以内の微減)	■
<b>内的要因&lt;費用便益分析関係&gt;</b>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない	費用便益分析マニュアル(案)に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない	【需要量の減少が10%以内】 今回需要量等減少 53百万円 前回需要量等 1,164百万円 记号率 5%(減少)	■
3. 事業費の変化	【事業費の増加が10%以内】 今回事業費増 1,009百万円 前回事業費 31,035百万円 记号率 3%(増加)	■
4. 事業展開の変化	【事業期間の延長が10%以内】 事業期間延長 0年 前回事業期間 60年間 记号率 0%	■
<b>(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合</b>		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている 前回評価時の感度分析下位ケース 2.3 ≥ 基準値(1.0)	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回実施 H26年度 B/C = 2.6	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		



県土第250号  
平成29年10月6日

四国地方整備局長 殿

徳島県知事



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に  
係る意見照会について（平成29.9.19 国四整企画第23号に対する回答）

平素は、本県の県土整備行政の推進につきまして、多大な御尽力を頂いておりま  
すことに、厚くお礼申し上げます。

さて、さきに照会がありましたこのことについての意見は、別添のとおりです。

## 別添

### 【地すべり対策事業】

#### ○善徳地区直轄地すべり対策事業に対する意見

「善徳地区直轄地すべり対策事業」を継続するという「対応方針（原案）案」については、異議ありません。

善徳地区は、全国でも有数の規模の破碎帶地すべりであり、古くから断続的な活動によって、たびたび地すべり災害に見舞われてきました。近年では、全国各地で気候変動の影響による集中豪雨が頻発し、地すべりをはじめとする土砂災害によって甚大な被害が発生しており、善徳地区においてもその危険性が高まっております。

善徳地区には、多くの集落や畠地があり、また、「祖谷のかずら橋」を中心とした観光地は、近年、外国人観光客を含め増加していることから、地域コミュニティや観光資源を保全するためにも、引き続き、コスト縮減を図りつつ、事業の計画的な推進をお願いします。

#### ○怒田・八畠地区直轄地すべり対策事業に対する意見

「怒田・八畠地区直轄地すべり対策事業」を継続するという「対応方針（原案）案」については、異議ありません。

怒田・八畠地区の地すべりは大規模であり、今年度、九州北部豪雨により大分県で発生した地すべりでも見られた河道埋塞が懸念されており、決壊すれば、その影響は吉野川までおよび、徳島県と高知県に多大な被害を及ぼす恐れがあります。

吉野川中流域の平野部には、周辺地域の社会・経済活動が集中する一方、中・上流域は全国有数の地すべり地帯であり、過去から幾度となく土砂災害が発生していることから、引き続き、コスト縮減を図りつつ、事業の計画的な推進をお願いします。

## 【道路事業】

### ○四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東に対する意見

「四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東」の事業を継続するという「対応方針（原案）案」については、異議ありません。

「四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東」は、「地域高規格道路 阿南安芸自動車道」とともに、「四国8の字ネットワーク」を形成し、安全・安心を確保する「命の道」となることはもとより、経済・産業の発展、観光振興など、「地方創生の礎」となる重要な道路であります。

このため、引き続き、コスト縮減を図り、平成32年度の「津田～徳島東」区間の開通に向けた事業推進と残る区間の早期供用をお願いします。

### ○一般国道55号 阿南道路に対する意見

「一般国道55号 阿南道路」の事業を継続するという「対応方針（原案）案」については、異議ありません。

「一般国道55号 阿南道路」は、四国広域幹線ネットワークを形成する基幹動脈として、四国東南地域の生活や経済、観光の振興に大きな役割を果たしております。このうち阿南道路は、小松島市及び阿南市中心部における交通混雑の解消と交通安全の確保を図るとともに、周辺道路網と一体となって、広域的な交通ネットワークを形成する重要な道路であります。

このため、引き続き、コスト縮減を図り、平成31年度の「那賀川大橋」区間の4車線化完成に向けた事業推進をお願いします。

## ○一般国道55号 福井道路に対する意見

「一般国道55号 福井道路」の事業を継続するという「対応方針（原案）案」については、異議ありません。

「一般国道55号 福井道路」を含む「地域高規格道路 阿南安芸自動車道」は、「四国横断自動車道」とともに、「四国8の字ネットワーク」を形成し、安全・安心を確保する「命の道」となることはもとより、経済・産業の発展、観光振興など、「地方創生の礎」となる重要な道路であります。

このため、引き続き、コスト縮減を図り、早期供用に向けた事業推進をお願いします。

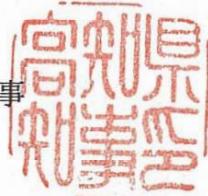


29 高防砂第 373 号

平成 29 年 10 月 5 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）

の作成に係る意見照会について（回答）

平成 29 年 9 月 19 日付け国四整企画第 23 号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

1 怒田・八畠地区直轄地すべり対策事業

意見：事業継続に異議ありません。

怒田・八畠地区は地すべり活動により、人的被害及び家屋や道路等の公共施設が被災する可能性が高いこと、また、地すべりによって大規模な河道閉塞が発生する懸念もあることから、国においては、中山間地域における地域住民の安全・安心の確保のため、より一層の事業推進をお願いします。